

身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

なお、本事業については平成 25 年度も引き続き 5 団体を公募により選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しすることとしている。（関連資料 3（119 頁））

（４）障害児入所施設における親子入所について

いわゆる「母子入園」については、「し体不自由児施設における母子入園による療育について」（昭和 40 年 8 月 24 日児発第 700 号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、従来から一部、主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設（平成 24 年 3 月 31 日までの肢体不自由児施設。以下「旧肢体不自由児施設」という。）において実施されており、低年齢の肢体不自由児を母子（父子）ともに入所させて機能訓練等療育を実施することにより、適切な療育効果を上げているところである。

平成 24 年 4 月より、障害児の支援体系が再編されたことから、その他の障害児入所施設においても同様の形で適切な療育効果を上げるための取組を行うことができることとし、名称についても「親子入所」とした上で、その実施に係る留意事項について定め、先日、上記通知の全部改正通知を発出したところである。（関連資料 4（120 頁））

なお、親子入所の実施において、「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 9 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める小規模グループケアの要件を満たす方法により実施する場合には、小規模グループケア加算の対象とすることとしているところである。

このため、各都道府県等におかれては、上記の改正趣旨を踏まえるとともに、管内障害児入所施設の実情等を十分勘案し、親子入所による低年齢の障害児に対する適切な療育の推進を図っていただきたい。

（５）障害児入所施設の移行予定状況等について

障害児入所施設の移行予定状況等については、昨年 8 月に調査を行い、10 月の障害保健福祉関係主管課長会議においてお示したところであるが、改めて、平成 24 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ以下のとおりとなった。

また、併せて 18 歳以上の施設入所者及び重症心身障害児（者）通園事業の移行状況について調査を実施したところ以下のとおりとなった。

（関連資料 5（123 頁））

①障害児入所施設の移行予定状況等について（H24.12.1 現在）

・福祉型障害児入所施設

総 数 2 6 5 か所

(ア)障害児入所施設として継続 1 7 3 か所

(イ) 障害者支援施設に転換	7 箇所
(ウ) 障害児及び障害者施設を併設	50 箇所
(エ) 未定のもの	35 箇所

・医療型障害児入所施設

総 数	237 箇所
(ア) 障害児入所施設として継続	38 箇所
(イ) 障害者支援施設に転換	0 箇所
(ウ) 障害児及び障害者施設を併設	177 箇所
(エ) 未定のもの	22 箇所

②18歳以上の障害児入所施設入所者の移行状況（H24.12.1時点）

総人数	19,425人
・うち、障害児入所支援（18歳以上20歳未満の特例による利用者）	838人
・うち、障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）に移行	18,291人
・うち、障害福祉サービス（ケアホーム、グループホーム）に移行	94人
・うち、その他（在宅等）	202人

③平成24年4月1日以降平成30年3月31日までの間に18歳を超える障害児の数と移行（見込）状況

総人数	6,621人
・うち、障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）に移行	2,163人
・うち、障害福祉サービス（ケアホーム、グループホーム）に移行	753人
・うち、その他（在宅等）	458人
・うち、現時点で未定	3,247人

④重症心身障害児（者）通園事業実施施設の移行状況（H24.12.1時点）

総 数	290 箇所
・うち、障害児通所支援事業所のみに移行	30 箇所
・うち、多機能型（障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所（生活介護））に移行	168 箇所
・うち、障害福祉サービス事業所（生活介護）のみに移行	83 箇所
・うち、その他	9 箇所

(6) 平成 25 年度障害児施設措置費給付費国庫負担金について

平成 25 年度予算案における障害児施設措置費・給付費については、自然増による伸びの影響のほか、措置費については社会保険料率等の改定、学校給食費の改善に伴う影響等を踏まえ、全体として 671 億円（対前年度予算額 105 億円増、伸び率 18.5%増）を計上したところである。

また、今回、生活保護制度の生活扶助基準が見直されることとされているところであるが、障害児施設措置費に係る平成 25 年度予算案においては、児童入所施設措置費及び保育所運営費をあわせた「児童保護費等負担金」全体として、見直しの影響は反映させないこととされている。なお、平成 26 年度以降の改定の在り方については、今後検討を行い、その結果を踏まえ対応することとしている。

このほか、平成 25 年度予算案においては、国家公務員給与の削減措置に準じて、地方公務員給与の地方交付税が算定されていることを踏まえ、障害児施設措置費における公立施設の補助職員給与へ反映させる必要があるため、今後、交付要綱の改正を予定しているところである。

(7) 矯正教育計画との連携について

法務省が今国会に提出を検討している少年院法改正案（* 昨年の通常国会にも提出されたが、審議未了のため廃案となった）において、少年院の長は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者（障害児を含む。）に対して、適切な住居等への帰住の支援、医療の支援、修学等の支援を行うこととされている。

法務省では、改正を契機として、少年院在院者の社会復帰等についての支援の充実を検討しているところである。今後、相談支援事業所での障害児支援利用計画・サービス等利用計画、障害児支援施設、特別支援学校等での個別支援計画及び少年院における支援計画の連携や、それぞれの分野の担当者の連携等を進めることとなるものと考えている。

また、その一環として、保護者の了解を前提とした上で、少年院における個別的処遇計画（法改正により「個人別矯正教育計画」となる予定）の情報等を、出院後に相談支援事業所や障害者支援施設、特別支援学校等に提供できるような体制を整備することも法務省において検討しているところと聞いている。

については、今後、そのような情報も活用しつつ、少年院を出院する障害のある児童等について、矯正教育、障害児福祉、特別支援教育の分野が連携した支援体制の構築を進めることになると考えているので、あらかじめ御了知いただきたい。

また、こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対する罪を犯した障害者等への理解を深めるための研修等の実施に必要な費用等について、地域生活支援事業のメニューとして財政支援を行うことを予定しているため、各都道府県等におかれては関係機関とも連携の上、本事業の

積極的な活用に努められたい。(詳細については142頁を参照)

児童発達支援センター等の機能強化等(案)

1 事業目的

地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるのであるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。

2 事業内容

- 都道府県等の計画的な指導の下、個々の児童発達支援センター等の特徴に応じて、多障害等対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化を推進するほか、地域に開かれた事業所運営を促進するため相談や助言等を実施するための体制整備、介助や就労訓練体験を通じた地域交流会の開催等を実施する。
- また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業を実施し、多様な地域支援を推進する。

基本事業

① 多障害等対応地域支援

様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるように体制整備を図り、また、支援困難事例に対応できるようにするための人材養成等(研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等)に取り組む。

② 早期専門対応地域支援

障害の早期発見・支援に取り組むため、従事職員の専門性向上のための研修実施や従事職員の指導を行う専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

③ 住民相談等対応地域支援

地域に開かれた事業所運営を促進するため、相談や助言等を実施するための体制整備、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の展示会等の開催を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

選択事業(基本事業とあわせて実施)

① 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業

- (例) ・夏休み等の活動の場づくり(文化芸術活動、(文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等)
・学校入学前の障害児に対する集団適応のための指導・訓練の実施
・障害児の親に対する療育指導等の実施
・乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供 等

② 障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業

- (例) ・産後の母親に対する相談等支援の実施
・親子体験通園等の実施
・障害児通所支援の専門性を活かし、母子保健事業や保育所等の従業者を対象とした障害児支援に関する研修の実施 等

3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市

平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業 実施団体名簿

(関係資料2)

法人名	施設名	所在地	特徴
社会福祉法人 北海道療育園	医療型障害児入所施設 北海道療育園	北海道 旭川市	施設を拠点とした広域遠隔地対応のICT(情報通信技術)活用など
独立行政法人 国立病院機構	下志津病院	千葉県 四街道市	NICU等長期入院児の地域生活移行に関する医療の視点からの対応など
社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会	あけぼの学園(児童発達 支援事業・生活介護事 業)及び重症心身障害児 療育相談センター	東京都 世田谷区	相談センターを中心とした地域生活を送る上での当事者や保護者の課題やニーズを踏まえた対応など
社会福祉法人 甲山福祉センター	西宮すなご医療福祉セ ンター	兵庫県 西宮市	サービス基盤整備が比較的進んでいる地域で、より充実した支援を提供するためのケアマネジメン トなど
特定非営利活動法人久 留米市介護福祉サービス 事業者協議会		福岡県 久留米市	介護と医療の連携、介護保険等の他業種との連携など

平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業検討委員会について

目的

重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として実施される「平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」について、課題及び先駆的な取組を評価し、全国展開をする上での具体的方策を検討する。

構成

地域における重症心身障害児（者）支援に携わる関係団体等から構成

事務

- ・モデル事業の適切な遂行に資するための指導・助言に関すること
- ・モデル事業の事業実績の評価及びモデル事業の成果を踏まえた全国展開に関すること 等

開催回数

年3回程度を予定

委員

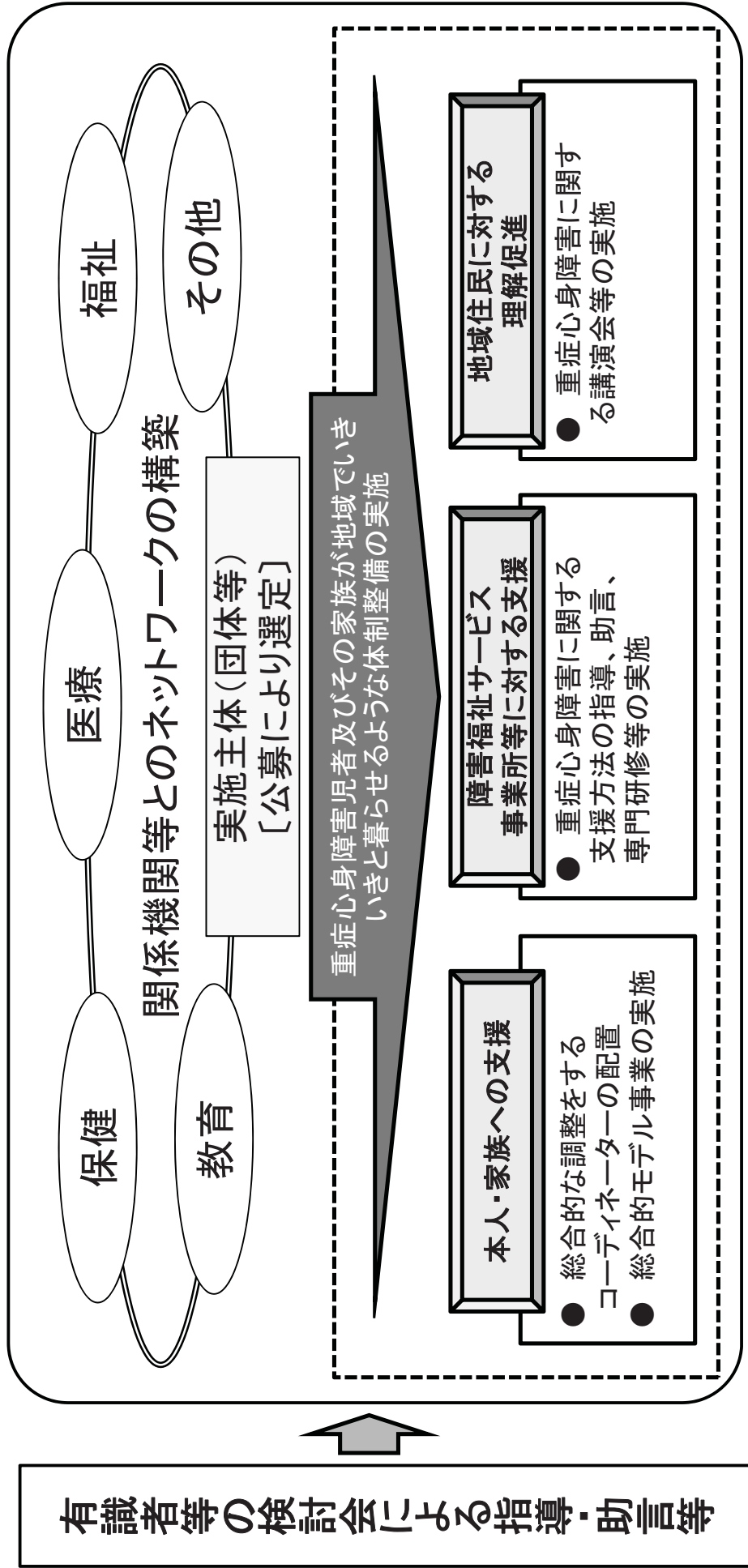
氏名	所属	氏名	所属
岩城 節子	全国重症心身障害児（者）を守る会 理事	平元 東	日本重症児福祉協会 理事
大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 教授	福岡 寿	日本相談支援専門員協会 副代表
杉野 学	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会 副会長
田村 和宏	全国重症心身障害児者通園事業施設協議会 幹事長	吉野 朝子	cocobaby訪問看護ステーション 所長
田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター小児科 教授	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
中川 義信	国立病院機構 香川小児病院 院長		

(敬称略、五十音順)

重症心身障害児者の地域生活モデル事業〔継続〕

【平成25年度予算案額 24百万円】

重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について、先進的な取り組みを行う団体等に対して助成を行い、あわせて地域住民に対する理解促進や障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことにより、重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る。



【平成24年度】 5団体により実施。平成25年3月を目途に最終報告をとりまとめる予定。

障 発 0213 第 1 号
平成 25 年 2 月 13 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児入所施設における親子入所による療育について

従来から、主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設（平成 24 年 3 月 31 日までの肢体不自由児施設。以下「旧肢体不自由児施設」という。）の一部において母子入園が実施されており、低年齢の肢体不自由児を母子ともに入所させて機能訓練等療育を実施することにより、適切な療育効果を上げていくところである。

今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）の施行により、障害児の支援体系が再編されたことを踏まえ、その他の障害児入所施設においても同様の形で適切な療育効果を上げるための取組を行うことができることを明確化するために、名称についても「親子入所」とした上で、その実施に係る留意事項について、下記事項を定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内障害児入所施設の実情等を充分勘案の上、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「肢体不自由児施設における母子入園による療育について」（昭和 40 年 8 月 24 日児発第 700 号厚生省児童家庭局長通知）は廃止する。

記

1 目的について

この取扱いは、障害児入所施設において、短期間その親（父母等の保護者。以下同じ。）とともに入所させることにより、より適切な療育効果が得られると判定された児童を親とともに入所させ、必要な療育を行い、あわせて、家庭復帰後においても一貫した適切な機能訓練等の指導方法を確保することを目

的とするものであること。

2 対象児童について

対象児童は、障害児入所施設への入所対象である児童のうち、低年齢(おおむね2歳～6歳)であり、かつ、親とともに短期間入所させること(以下「親子入所」という。)により療育効果が得られると認められる児童であること。

3 設備について

親子入所による児童を対象として療育を行う部門(以下「親子入所部門」という。)の設備については、次の点につき考慮を払われたいこと。

(1) 親子入所部門を置く建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

なお、親子入所部門には、原則として専用の訓練室、洗面所、便所等を設けるものとする。

(2) 親子入所を実施する居室一室の定員は、児童4人以下を標準とし、児童一人あたりの面積は4.95㎡以上とすること。

(3) 本通知の施行の際現に存する親子入所部門の建物(建築中のものを含み、本通知施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、(2)にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

4 入所定員について

親子入所部門の児童定員は、おおむね10人～20人とする。

5 入所期間について

親子入所部門における入所期間は、おおむね1か月～3か月とする。

6 運営について

(1) 療育の内容

親子入所部門における療育の内容は、親子入所児童の障害の状況に応じて、主として親子一体のもとで療育を行うものであるが、親子ともに入所する特殊な形態であるため、他の療育部門における療育に支障を来すことのないよう特に留意し、効率的な運営を図ること。

(2) 家庭との連携

施設長は、親が施設入所中において修得した日常生活動作訓練等の指導方法について、施設退所後においても一貫した療育が適切に行われるよう、密接な連携を保つために必要な措置を講ずること。

(3) その他運営にかかる留意事項

ア 施設長は、親に対して、施設における諸規則等を遵守させ、かつ、施設内における親子の健康管理が十分に行われるよう必要な措置を講ずるこ

と。

イ 施設長は、親に親子入所部門の特殊性を認識させ、療育関係職員の指導等が徹底するよう必要な指示を行うこと。

ウ 親子入所部門における親の食事については、原則として施設内での炊事は認めないものであること。

エ 親子入所部門における看護職員の配置については、適正に行うものであること。

7 費用について

(1) 親子入所部門における親に係る生活諸経費等必要な経費については、本人負担とし、経理を別にして、明確かつ適正に行うこと。

(2) 親子入所部門において、「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日障発0820第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める小規模グループケアの要件を満たす方法により実施する場合には、小規模グループケア加算の対象となること。

障害児入所施設の移行予定状況調査票(平成24年12月1日時点)

都道府県・ 指定都市・ 児相設置市	福祉型障害児入所施設				医療型障害児入所施設					
	(1)施設の移行の方向性が 決定しているもの			(2)施設の移行の方向性が 決定していないもの	(1)施設の移行の方向性が 決定しているもの			(2)施設の移行の方向性が 決定していないもの		
	施設数	移行の内訳			施設数	施設数	移行の内訳			施設数
		障害児入所施設と して継続	障害者支援施設 に転換	障害児及び 障害者施設を併 設			障害児入所施設と して継続	障害者支援施設 に転換	障害児及び 障害者施設を併 設	
1 北海道	13	10	2	1	0	5	1	0	4	2
2 青森県	5	3	0	2	2	6	1	0	5	0
3 岩手県	5	4	0	1	0	4	0	0	4	1
4 宮城県	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0
5 秋田県	5	2	1	2	1	2	1	0	1	0
6 山形県	3	3	0	0	0	1	1	0	0	0
7 福島県	9	8	0	1	0	5	1	0	4	0
8 茨城県	9	8	1	0	0	4	0	0	4	1
9 栃木県	4	0	0	4	0	5	1	0	4	0
10 群馬県	4	3	1	0	0	6	0	0	6	0
11 埼玉県	4	3	1	0	2	7	0	0	7	0
12 千葉県	8	8	0	0	1	2	0	0	2	0
13 東京都	9	8	0	1	0	13	2	0	11	2
14 神奈川県	5	5	0	0	0	3	0	0	3	0
15 新潟県	7	5	0	2	1	3	0	0	3	0
16 富山県	2	2	0	0	0	4	1	0	3	0
17 石川県	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0
18 福井県	2	1	0	1	0	3	1	0	2	0
19 山梨県	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0
20 長野県	1	1	0	0	0	5	0	0	5	0
21 岐阜県	2	2	0	0	0	2	1	0	1	0
22 静岡県	6	6	0	0	1	2	0	0	2	0
23 愛知県	6	1	0	5	0	3	0	0	3	0
24 三重県	4	4	0	0	0	5	2	0	3	0
25 滋賀県	2	2	0	0	0	3	0	0	3	0
26 京都府	1	0	0	1	0	3	1	0	2	0
27 大阪府	6	4	0	2	1	4	2	0	2	1
28 兵庫県	0	0	0	0	7	0	0	0	0	6
29 奈良県	5	5	0	0	0	5	1	0	4	0
30 和歌山県	2	2	0	0	0	5	1	0	4	0
31 鳥取県	2	2	0	0	0	2	1	0	1	0
32 島根県	1	1	0	0	4	3	0	0	3	0
33 岡山県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
34 広島県	5	4	0	1	0	9	1	0	8	1
35 山口県	3	1	1	1	0	3	0	0	3	0
36 徳島県	2	2	0	0	2	3	1	0	2	0
37 香川県	2	2	0	0	0	2	1	0	1	0
38 愛媛県	0	0	0	0	5	0	0	0	0	4
39 高知県	3	2	0	1	0	2	1	0	1	1
40 福岡県	7	5	0	2	0	8	1	0	7	0
41 佐賀県	2	2	0	0	0	4	0	0	4	0
42 長崎県	3	3	0	0	0	5	1	0	4	0
43 熊本県	5	4	0	1	0	5	1	0	4	0
44 大分県	5	1	0	4	0	4	0	0	4	0
45 宮崎県	4	1	0	3	1	2	0	0	2	1
46 鹿児島県	8	2	0	6	0	4	0	0	4	0
47 沖縄県	3	2	0	1	1	6	2	0	4	0
都道府県計	190	139	7	44	29	176	28	0	148	20
48 札幌市	2	2	0	0	0	4	1	0	3	0
49 仙台市	1	1	0	0	0	3	1	0	2	0
50 さいたま市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
51 千葉市	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0
52 横浜市	6	6	0	0	0	4	2	0	2	0
53 川崎市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
54 相模原市	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
55 新潟市	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0
56 静岡市	1	1	0	0	0	3	1	0	2	0
57 浜松市	1	1	0	0	1	2	0	0	2	0
58 名古屋市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
59 京都市	3	1	0	2	0	2	1	0	1	0
60 大阪市	6	6	0	0	0	4	0	0	4	0
61 堺市	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
62 神戸市	1	1	0	0	3	1	0	0	1	0
63 岡山市	2	1	0	1	1	3	0	0	3	0
64 広島市	4	2	0	2	0	0	0	0	0	1
65 北九州市	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
66 福岡市	3	3	0	0	0	1	1	0	0	0
69 熊本市	3	2	0	1	0	1	0	0	1	0
指定都市計	39	33	0	6	5	35	9	0	26	2
67 横須賀市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
68 金沢市	1	1	0	0	0	4	1	0	3	0
児相設置市計	1	1	0	0	1	4	1	0	3	0
市町村計	40	34	0	6	6	39	10	0	29	2
全国計	230	173	7	50	35	215	38	0	177	22

18歳以上の障害児入所施設入所者の移行状況(平成24年12月1日時点)

都道府県・指定都市・児相設置市	18歳以上の障害児数とその移行状況					平成24年4月1日以降平成30年3月31日の間に18歳を超える障害児の意向(見込)状況				
	障害児入所支援 (18歳以上20歳未満の特例による利用者)	障害福祉サービス(施設入所支援+生活介護、療養介護)に移行	障害福祉サービス(ケアホーム、グループホーム)に移行	その他(在宅等)		障害福祉サービス(施設入所支援+生活介護、療養介護)に移行	障害福祉サービス(ケアホーム、グループホーム)に移行	その他(在宅等)	現時点で未定	
1北海道	987	26	953	7	1	254	92	61	15	86
2青森県	195	7	174	3	11	223	22	9	17	175
3岩手県	355	24	331	0	0	156	28	33	28	67
4宮城県	207	0	187	0	20	22	0	0	0	22
5秋田県	274	3	268	0	3	89	56	13	8	12
6山形県	193	0	193	0	0	49	43	1	4	1
7福島県	306	19	278	1	8	230	32	20	15	163
8茨城県	360	10	350	0	0	126	0	0	0	126
9栃木県	358	10	348	0	0	90	55	4	1	30
10群馬県	396	4	392	0	0	118	81	13	9	15
11埼玉県	627	24	596	1	6	136	61	8	5	62
12千葉県	199	13	182	1	3	237	51	33	31	122
13東京都	942	54	881	3	4	241	70	67	7	97
14神奈川県	296	9	284	2	1	130	73	14	11	32
15新潟県	407	2	398	3	4	92	25	13	13	41
16富山県	238	0	236	0	2	75	19	7	13	36
17石川県	192	0	192	0	0	0	0	0	0	0
18福井県	217	0	213	4	0	39	14	7	3	15
19山梨県	145	0	145	0	0	50	22	3	4	21
20長野県	310	0	309	0	1	103	43	3	22	35
21岐阜県	144	3	137	0	4	78	27	1	9	41
22静岡県	235	10	218	4	3	77	8	2	0	67
23愛知県	317	205	106	5	1	144	25	26	18	75
24三重県	200	13	176	4	7	142	32	17	13	80
25滋賀県	332	16	298	3	15	126	22	26	7	71
26京都府	270	1	267	2	0	35	14	0	2	19
27大阪府	701	32	664	4	1	233	87	26	9	111
28兵庫県	798	20	772	4	2	196	80	13	5	98
29奈良県	164	7	154	1	2	72	33	4	7	28
30和歌山県	283	6	276	1	0	53	16	8	3	26
31鳥取県	130	4	125	0	1	66	13	17	7	29
32島根県	177	5	169	1	2	112	36	9	18	49
33岡山県	281	15	261	3	2	109	26	3	3	77
34広島県	472	44	427	0	1	80	39	19	1	21
35山口県	291	6	285	0	0	59	24	9	2	24
36徳島県	247	6	238	1	2	107	36	14	5	52
37香川県	191	2	189	0	0	32	6	1	2	23
38愛媛県	349	0	348	1	0	35	0	0	0	35
39高知県	318	17	301	0	0	47	23	15	5	4
40福岡県	558	20	538	0	0	136	61	14	8	53
41佐賀県	438	4	433	0	1	65	33	12	5	15
42長崎県	506	0	501	3	2	96	30	7	3	56
43熊本県	524	9	504	2	9	112	50	18	23	21
44大分県	42	6	0	0	36	105	0	0	0	105
45宮崎県	258	3	243	3	9	136	81	29	10	16
46鹿児島県	434	10	414	7	3	123	55	4	16	48
47沖縄県	349	9	340	0	0	102	44	24	0	34
都道府県計	16,213	678	15,294	74	167	5,138	1,688	627	387	2,436
48札幌市	315	5	310	0	0	96	18	6	8	64
49仙台市	102	0	96	0	6	19	0	0	0	19
50さいたま市	95	0	93	0	2	20	1	0	0	19
51千葉市	79	1	70	2	6	31	0	0	0	31
52横浜市	161	12	147	1	1	286	201	51	7	27
53川崎市	119	3	112	4	0	40	0	0	0	40
54相模原市	70	0	67	0	3	21	4	2	2	13
55新潟市	120	0	120	0	0	5	1	0	0	4
56静岡市	94	2	90	0	2	53	17	0	5	31
57浜松市	92	2	90	0	0	26	26	0	0	0
58名古屋市	162	9	153	0	0	75	20	16	4	35
59京都市	265	0	265	0	0	23	0	0	0	23
60大阪市	174	18	150	5	1	189	27	34	7	121
61堺市	101	4	95	2	0	38	12	1	0	25
62神戸市	112	3	106	0	3	85	6	1	2	76
63岡山市	340	9	326	2	3	138	87	4	21	26
64広島市	167	85	72	3	7	41	28	3	3	7
65北九州市	229	3	226	0	0	122	15	0	0	107
66福岡市	131	2	129	0	0	58	2	1	3	52
69熊本市	185	0	183	1	1	74	3	3	6	62
指定都市計	3,113	158	2,900	20	35	1,440	468	122	68	782
67横須賀市	9	0	9	0	0	18	5	2	3	8
68金沢市	90	2	88	0	0	25	2	2	0	21
児相設置市計	99	2	97	0	0	43	7	4	3	29
市町村計	3,212	160	2,997	20	35	1,483	475	126	71	811
全国計	19,425	838	18,291	94	202	6,621	2,163	753	458	3,247

重症心身障害児(者)通園事業の移行状況(平成24年12月1日時点)

	都道府県・指定都市・児相設置市	重症心身障害児(者)通園事業実施施設数				その他
		障害児通所支援事業所 のみに移行	多機能型(障害児通所支 援事業所及び障害福祉 サービス事業所(生活介 護))に移行	障害福祉サービス事業 所(生活介護)のみに移 行		
1	北海道	3	0	3	0	0
2	青森県	3	0	3	0	0
3	岩手県	4	1	2	1	0
4	宮城県	5	0	1	4	0
5	秋田県	3	0	2	1	0
6	山形県	1	0	1	0	0
7	福島県	1	0	1	0	0
8	茨城県	2	0	2	0	0
9	栃木県	8	0	5	0	3
10	群馬県	4	0	4	0	0
11	埼玉県	3	0	2	1	0
12	千葉県	12	0	12	0	0
13	東京都	29	1	6	22	0
14	神奈川県	5	0	2	3	0
15	新潟県	2	0	2	0	0
16	富山県	4	0	1	2	1
17	石川県	2	1	1	0	0
18	福井県	3	0	3	0	0
19	山梨県	4	1	2	1	0
20	長野県	11	2	9	0	0
21	岐阜県	3	3	0	0	0
22	静岡県	9	2	6	1	0
23	愛知県	4	0	0	1	3
24	三重県	4	0	4	0	0
25	滋賀県	4	0	0	4	0
26	京都府	5	3	1	1	0
27	大阪府	7	0	2	5	0
28	兵庫県	5	0	4	1	0
29	奈良県	4	0	3	0	1
30	和歌山県	8	0	5	2	1
31	鳥取県	2	0	2	0	0
32	島根県	3	1	1	1	0
33	岡山県	4	0	4	0	0
34	広島県	3	0	2	1	0
35	山口県	3	0	2	1	0
36	徳島県	6	2	4	0	0
37	香川県	4	0	3	1	0
38	愛媛県	5	2	3	0	0
39	高知県	3	3	0	0	0
40	福岡県	5	0	4	1	0
41	佐賀県	4	1	3	0	0
42	長崎県	5	0	5	0	0
43	熊本県	5	0	4	1	0
44	大分県	5	4	1	0	0
45	宮崎県	5	0	4	1	0
46	鹿児島県	3	1	2	0	0
47	沖縄県	4	0	4	0	0
	都道府県計	231	28	137	57	9
48	札幌市	6	0	6	0	0
49	仙台市	6	0	4	2	0
50	さいたま市	0	0	0	0	0
51	千葉市	2	0	2	0	0
52	横浜市	14	0	0	14	0
53	川崎市	1	0	1	0	0
54	相模原市	1	0	1	0	0
55	新潟市	4	0	4	0	0
56	静岡市	2	0	2	0	0
57	浜松市	1	1	0	0	0
58	名古屋市	1	0	0	1	0
59	京都市	2	0	0	2	0
60	大阪市	3	0	1	2	0
61	堺市	0	0	0	0	0
62	神戸市	6	0	3	3	0
63	岡山市	2	0	2	0	0
64	広島市	1	1	0	0	0
65	北九州市	2	0	0	2	0
66	福岡市	1	0	1	0	0
69	熊本市	1	0	1	0	0
	指定都市計	56	2	28	26	0
67	横須賀市	0	0	0	0	0
68	金沢市	3	0	3	0	0
	児相設置市計	3	0	3	0	0
	市町村計	59	2	31	26	0
	全国計	290	30	168	83	9

1.4 発達障害児（者）への支援について

発達障害児（者）支援については、「発達障害者支援法」（平成17年4月施行）に基づき、発達障害児（者）に対する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

平成25年度は引き続き、これまでの発達障害支援施策の推進を図るとともに、特に発達障害者支援センターを中核とした重層的・体系的な支援が可能となるよう地域支援体制の検証・再構築について段階的に着手し、もう一段階上の発達障害児（者）支援の充実に向けた取組を行っていくこととしている。

（1）地域支援体制の整備について

発達障害者支援法では、地域支援体制の中核として「発達障害者支援センター」（以下「センター」という。）を位置付けており、各センターは地域における発達障害児（者）等に対する専門的な支援機能を担っている。

近年、発達障害児（者）の支援のニーズが急速に顕在化している中、障害福祉サービス及び障害児支援を提供する事業所の整備も進み、適切なサービス提供が行われるようになってきたところであるが、一方で、センターへの直接の相談件数・利用者数も増加しており、地域によっては、中核的機関としてのセンターに求められている関係機関・団体等のバックアップ機能等が十分発揮されていないという課題が続いている。

他方、今般の改正児童福祉法の施行による新体系移行等を踏まえ、地域における発達障害児（者）支援の中核的機関であるセンターの役割や機能について整理するとともに、地方自治体とセンターの協働の在り方などを見直すことが必要であると考えていることから、今年度「発達障害者支援センター運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、発達障害者支援センターの役割・機能・業務について、地方自治体や児童発達支援センター等の関係機関等との関係、地域支援体制における役割のほか、研修体制の構築、市町村職員の養成などモデル的な実践を行っているセンターの事例などを取りまとめる予定である。

今後の予定として、マニュアルを取りまとめ、本年6月に開催予定の「発達障害者支援センター全国連絡協議会」において発達障害者支援センター職員に対し報告・周知等を行うとともに、国立障害者リハビリテーションセンター学院で年2回実施している「発達障害者支援センター職員研修会」において同様に報告・周知を図ることとしている。さらに、発達障害情報・支援センターのホームページ上にも掲載することとしている。各都道府県等と発達障害者支援センターにおいては、「発達障害者支援体制整備検討委員会」等で十分情報の共有を図り、地域支援体制の整備状況の検証と再構築に努められたい。

(2) 平成 25 年度予算案における発達障害児（者）支援について

①平成 25 年度予算案の概要

平成 25 年度予算案においては、

- ・支援手法の開発、人材育成等のモデル的に実施するものや普及啓発については、その確立に向けた支援が引き続き必要であることから、個別の国庫補助事業等として継続する。（発達障害者支援開発事業、発達障害者支援者実地研修事業等）
- ・都道府県・指定都市の行う「発達障害者支援センター」を組み合わせることで効果的な事業実施が可能となる「発達障害者支援体制整備事業」及び全国の市町村への普及を図ることが必要な「巡回支援専門員整備事業」については、より柔軟な事業実施が可能となる「地域生活支援事業」に統合し、地域の実状に応じた更なる取組を進める。
- ・児童発達支援や障害福祉サービス等を進めるために必要な予算を引き続き確保し、発達障害児（者）のサービス利用増に対応することとしているところである。

②留意事項

ア．「発達障害者支援体制整備事業」について

「発達障害者支援体制整備事業」については、平成 25 年度より「地域生活支援事業」において実施することとしており、これにより、既に地域生活支援事業において実施されている「発達障害者支援センター運営事業」と組み合わせることで地域の実状に応じた総合的な地域支援体制の構築が図られるものと考えている。

(1) でも述べたとおり、発達障害者支援センターが中核的機関として関係機関に対するバックアップ機能等が十分発揮されるよう、直接支援は児童発達支援センター等で実施できるような体制を作るなどの見直し・検証を行い、効率的・効果的な支援体制の整備に努めていただきたい。

さらに、これを契機として、都道府県等と発達障害者支援センターの役割を整理するとともに、協働による効果的な支援体制について、改めて再整理されたい。

なお、地域生活支援事業への組み替えとともに、実施要綱の弾力化を図ることとしており、より柔軟な事業の実施が可能となると考えていることから、都道府県等においては積極的な事業の活用をお願いする。（関連資料 1（130 頁））

イ．「巡回支援専門員整備事業」について

「巡回支援専門員整備事業」については、平成 25 年度より「地域生活支援事業」において実施することとしており、あわせて、実施要綱の弾力化を図ることにより、効率的・効果的な事業の実施及び小規模市町村においても取り組めるような改正とする予定であるので、各市町村においては、積極的な事業の活用をお願いする。

（関連資料 2（131 頁））

また、既存の事業についても、定期的に事業の実施状況を把握・検証し、必要であれば見直しを行う等により、発達障害支援策の一層の充実を図られたい。

(3) 発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、国立障害者リハビリテーションセンター学院において、発達障害関係職員向けの研修を年4回実施しているところである。

平成25年度は、発達障害者支援センター職員向けに「成人期の困難事例への対応」、「関係機関へのバックアップ支援」等、地域における発達障害支援の中核的機関としての機能強化のための研修を年2回実施する予定である。

また、発達相談支援員研修会では、巡回支援専門員を対象とした研修を年2回、同様のプログラムで多くの自治体に参加いただけるよう実施しているところであるが、「巡回支援専門員整備事業」を実施する市町村は、この研修を活用するなどして、巡回支援専門員の人材育成に引き続き努められたい。

さらに、地域において指導的な役割を担う専門的な人材を育成するため、国が研修施設等を指定する「発達障害者支援者実地研修事業」を実施しており、今年度は、強度行動障害等を研修テーマとして、4つの施設において研修を実施していただいたところである。平成25年度も引き続き当該事業を実施することとしているので、各都道府県等におかれては、研修の実施を希望する域内施設等に対し活用いただくよう周知いただきたい。（関連資料3（132頁））

(4) 「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。（関連資料4（133頁））

平成25年度の取組については、既に平成24年10月22日の障害保健福祉関係主管課長会議においてお知らせしているところであるが、具体的には、

- ・東京タワーブルーライトアップ（平成25年4月2日（火））
- ・世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム（平成25年4月6日（土））

等を実施する予定であるのでご承知おきいただきたい。

また、民間団体においても、全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施する準備が進められており、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行っている。

については、「平成25年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる普及啓発の推進について（協力依頼）」（平成25年1月21日付障障地発0121第1号）（関連資料5（134頁））により協力依頼をさせていただいたところであるが、別途送付した啓発ポスター等を御活用いただき、このようなライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、同通知で依頼させていただいているとおり、地方における取組についても、

世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載し、広く周知することとしている。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

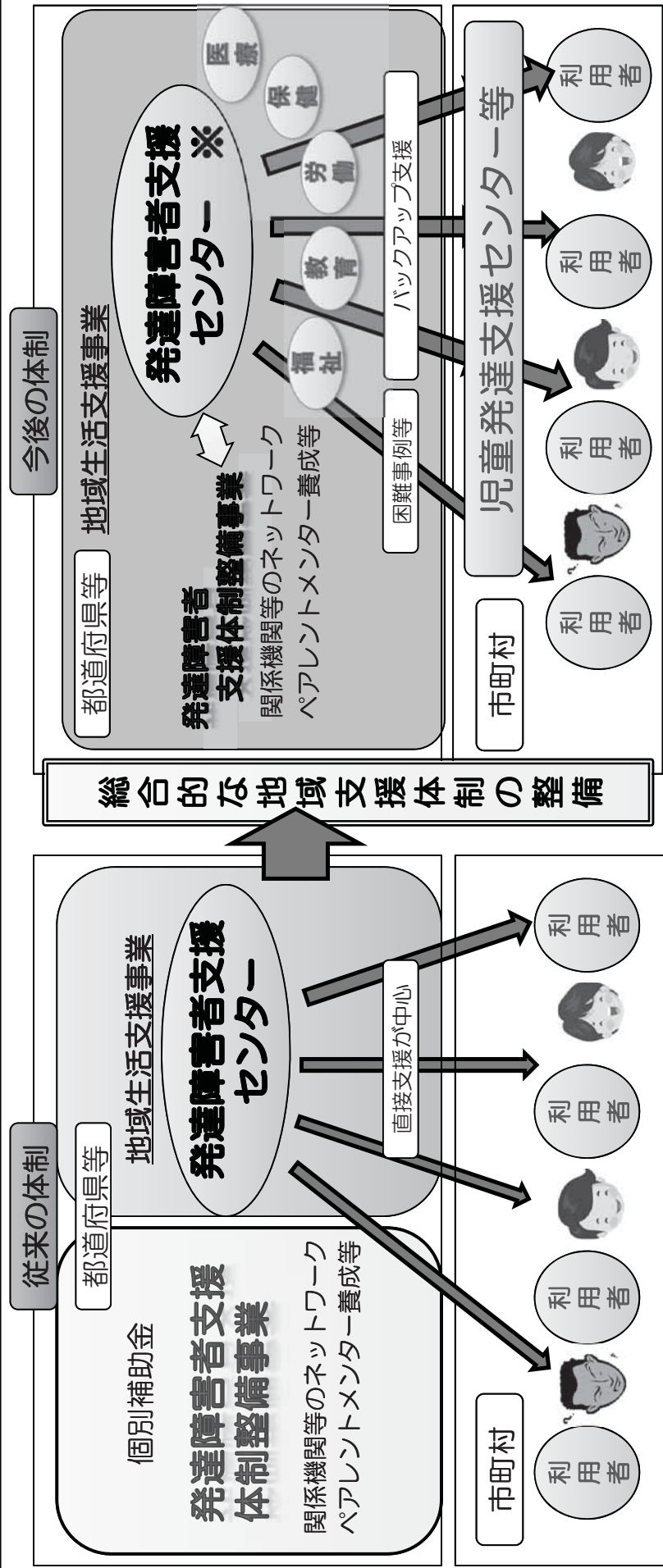
(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

地域支援体制の充実—都道府県

◎ 総合的な地域支援体制整備 ～発達障害者支援センターを中核に～

- ・ 平成24年度までの「発達障害者支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューとし、既に同補助金のメニューとなっている「発達障害者支援センター運営事業」と組み合わせることで、地域の実情に応じた総合的な地域支援体制を構築。
- ・ 地域支援体制の枠組みの中に、発達障害者支援センターと平成24年4月に施行された児童発達支援センターや障害者支援施設等との重層的な支援体制を確保。

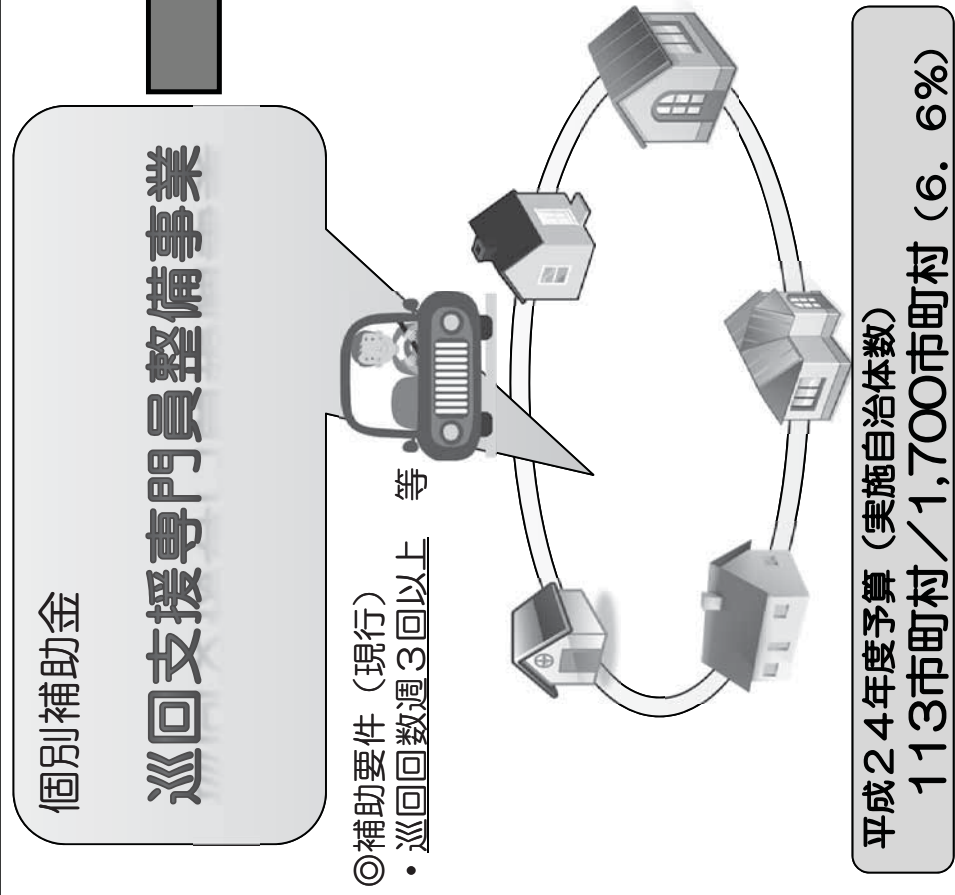


※地域の支援機関の実態を踏まえ、発達障害者支援センターに関するマニュアルを作成し、段階的にセンターの業務の標準化を図る。

地域支援体制の充実—市町村

◎ 早期発見・早期対応の強化 ～全市町村における実施を目指して～

- ・「巡回支援専門員整備事業」については、平成24年度までは実施が一部の市町村にとどまっていたが、地域生活支援事業のメニュー化に併せて補助要件の弾力化を図ることにより、小規模な市町村でも地域の実情に応じた柔軟な実施が可能。



発達障害に係る研修等

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、専門機関である国立機関等で相談・支援、療育、小児医療、精神医療を内容とする研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間及び2日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で相談支援や家族への支援を担当する職員 140名

2 発達相談支援員研修

「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員をはじめとする発達障害支援担当者を対象とする研修を行い、巡回支援の技術の向上を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年2回
対 象 市町村の巡回支援専門員整備事業に従事する専門員等の発達障害支援を担当する職員 140名

3 自閉症に関する研修

①自閉症支援入門研修会
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、障害特性や課題について支援に必要な基本的知識を習得を図るための研修を実施する。

期 間 3日間 年1回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に実習を通して支援方法の習得を図るための研修を実施する。

期 間 2日間 年2回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

③自閉症支援専門研修会
全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、特に対応が困難な事例に関して、演習を中心とした研修を実施する。

期 間 2日間 年1回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 40名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

- 1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 学院
- 4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

※各研修等の期間・回数等は平成25年度実施予定

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バンダラデシユが主提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

【啓発活動】(平成25年度 開催(案))

【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム(作品展示等)

- ・日時 平成25年4月6日(土) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

○東京タワーブルーライトアップ

- ・平成25年4月2日(火) 18:15～(予定) 点灯式
- ※同日、併せて作品展示等を実施予定(13:00～)



○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載予定。

<http://www.worldautismawarenessday.jp>

(関係資料4)

障障地発0121第1号

平成25年1月21日

都道府県
各 発達障害支援施策所管課（室）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

平成25年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の発達障害者の支援については、平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携のもと、様々な施策が実施されているところであり、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うこと等が求められているところです。

これを踏まえ、厚生労働省では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、自閉症・発達障害関係団体の協力を得ながら、東京の名所でのブルーライトアップや世界自閉症啓発デー2013・シンポジウムの開催等の広報・啓発の取組を実施することとしております。

つきましては、貴都道府県・指定都市におかれましても、地域住民等への自閉症等の発達障害に関する理解の促進が図られるよう、次のような広報・啓発等の取組の実施にご協力いただくとともに、貴管内の関係行政機関（都道府県にあっては管内の中核市及び市区町村を含む。）及び関係団体等に周知いただき、貴管内において連携した取組が実施されますようお願い申し上げます。

特に、名所旧跡でのライトアップの取組については、世界各国においても世界自閉症啓発デーに賛同し、「世界自閉症啓発デー」に実施され、日本でも東京だけでなく日本各地で実施することで国民の関心を得るなど、普及啓発の相乗効果が高まるものと考えております。

こうした趣旨等に鑑み、貴都道府県・指定都市におかれましても同様の取組が実施されますよう、格段のご協力をお願いいたします。